

解体工事及びしゅんせつ工事における最低制限基準価格の計算式の改正について

1 概要

市が発注する公共工事の適正履行の確保及びダンピング受注^{※1}の排除を目的とし、最低制限価格の設定をおこなっているところですが、解体工事及びしゅんせつ工事^{※2}については工事目的物（いわゆる建築物や道路構造物など）が無く他工事に比べ品質の確保を求めないため、別に最低制限価格の算出を定めることとします。

※1 ダンピング受注とは、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の受注をいいます。

※2 発注時の建設業許可業種及び工事内容にて判断します。

2 改正内容

1) 最低制限基準価格の計算式の見直し

【現行】

計算式：直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費×68%

範囲：予定価格の75%~92%

最低制限価格=最低制限基準価格(予定価格の75%~92%)×ランダム係数(1.00000~1.01000)

【解体及びしゅんせつ】

計算式：直接工事費×90%+共通仮設費×80%+現場管理費×80%+一般管理費×30%

範囲：無し

最低制限価格=最低制限価格×ランダム係数(1.00000~1.01000)

3 改正要領

「宇城市最低制限価格制度の算定基準」

4 施行日

令和6年4月1日から施行し、同日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。